

周南市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例制定について

周南市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

周南市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和
5年周南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市地域経済牽引事業の促進のため
の固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(参 考)

周南市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(施行日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和10年3月31日までの間に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(施行日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除することができる。</p>